

中古半導体装置協会-定義

SEC/N.S1.DF.01.A

業界用語の定義

3rd Party Specifications: 装置メーカーの仕様以外に、3rd party が後から追加、変更改造を行なう仕様

Agent: 仲介業者

“As Is”: “現状現品”を基本とした取引形態。従って、現品引渡し以降発生する一切のリスクは購入者側の負担とし、補償請求、クレーム対象としない。

Asset: 資産、財産

Asset Recovery:

資産売却

Association: 協会、組合

Auction: 競争売却、オークション

Authorized: 装置メーカーが承認すること。

Authorized Provider/Supplier: 装置メーカーが認定した装置販売会社或いはサービス会社

Back End: 半導体ウエハプロセスの後工程（主に組み立て、テスト工程）を指す。

Broker: 一般的には、財産の所有権を持たず売買を口銭ベースで取引を行う業者

Carcinogen: 発ガン性物質

Certified System: 売り手と装置メーカー間での同意書を基に、純正仕様の物である事が認定されている装置

Cluster Tool: 個々に独立したプロセスチャンバーが複数から構成されている装置

Commercial Part: 適正な装置機能を保つために定期的に交換が必要となる部品（モーター、電磁弁、流量計、バルブ、ベアリング等）

Consignment: 委託販売、売買成立分のみに支払いが発生するビジネス形態。売却出来なかった物に対しては返品出来る。

Consumable Part: 消耗部品（フィルター、Oリング、ベルト、シールなど）。

Contamination: 外部からの汚染物質（ガス、液体、固体）が混在している状態。コンタミネーション

Conversion: 機械の構成を一つの仕様から違うものへ変更すること。

Decommissioned: 装置メーカー又は 3rd Party によって立ち下げられた状態。“梱包済み”“倉庫保管”とも言う。

Decontamination: 汚染処理。装置に付着している毒物、腐食性物質、有害又は危険物質を地方条例・州法・国法の人体への安全基準のレベルまで洗浄・浄化を行うこと

Demonstration Available:

written permission from SEC/N. © 1/12/04

書類番号: SEC/N.S1.DF.01.A

Page 1 of 1

初版: 1/31/2004

最新版:

この書類の著作権は SEC/N. © に属しており、書類上の許可のない複写を一切禁じます。

中古半導体装置協会-定義

SEC/N.S1.DF.01.A

業界用語の定義

-機能のデモンストレーション：購入者やサードパーティー立会いの元、ガスや液体を使用せずに電気やメカシステムを確認すること。

-プロセスデモンストレーション：購入者やサードパーティー立会いの元、ガスや液体を使用して、実際またはシミュレーション環境で電気やメカシステムを確認すること。

Device Manufacturers: 通常は半導体素子製造会社の意味

Documentation: 装置の取扱説明書及びメンテナンスに必要な図面類。更に、メンテナンス履歴が含まれる場合もある。

ECI – “Equipment Condition Index”: 装置の現在状態を評価するため SEC/N[®]によって定められた客観的なスタンダードの評価システム。

Fabricated Part: 装置メーカーの仕様で作られた特定部品

Fixed Price: 対象装置の価格に関しては交渉できないことを意味する。

Front End: 半導体ウエハープロセスの前工程を指す半導体業界用語。

Functional: その利用目的に沿った処理をすることが可能で、生産に耐える装置。この言葉は、Operationalと同じ意味で使われる。

Guideline: 将来使われる行動の方向性に対する提案や指示

Hazardous Material: 触ると人体に危害が加えられる恐れのある物質及び混合物

Installed: 装置がクリーンルーム内或いは生産現場にあって、動作に必要な用力接続等の全てが整っていること。

IP – “Intellectual Property”: 産業、科学、文学、芸術における知的活動結果に関する法的な権利。知的所有権

Lease: 装置、設備の長期間にわたる賃貸借契約

Legacy Tool/System: 公式に廃盤、或いは装置メーカーが製造中止とした装置で、市場でまだ使用されているためサポートが必要とされている装置

Licensed: 契約により装置メーカーから承認された販売者。その範囲の中に知的財産の使用やロイヤルティも含まれる。

Logistics Services: 装置の梱包、発送及び輸送時の書類の準備一連の作業を指す。

Not/Non- Operational:

- Major: 装置を稼働させる上で“カギ”となる部品が無い。

written permission from SEC/N. © 1/12/04

書類番号: SEC/N.S1.DF.01.A

Page 2 of 1

初版: 1/31/2004

最新版:

この書類の著作権は SEC/N. © に属しており、書類上の許可のない複写を一切禁じます。

中古半導体装置協会-定義

SEC/N.S1.DF.01.A

業界用語の定義

- Minor: 装置を稼働させる上で“カギ”とはならない部品が無い。

Obsolete: 装置メーカーが完全に生産を中止し、製造ラインの撤去、サービスサポートも受けられなくなったこと。

OEM – “Original Equipment Manufacturer”: 装置メーカーの意味。装置を新規に自社製品として製造し、IPの権利が保障されている。

OEM Specification(s): 装置メーカーの定めた仕様。

Original OEM Specification: 対象装置が、元々製造された時点で、装置メーカーに公開されている仕様に合っている、または準じていたという意味。

Operational: 利用目的に沿った操作が可能で、且つ生産もできる装置。この言葉は、“Functional”と置き換えて使われる。

Pre-owned Equipment: *Surplus Equipment* 参照

Procurement: 製品或いはサービスの調達の意味

Professional Service Provider: フィールドサービス、廃棄、設置、トレーニングやテクニカルサポートなどのサプライヤー。

Reconfigure(d): OEM またはサードパーティーによって、システムがオリジナルデザインから変更されたことを意味する。これはシステムが *Certified System* または *Operational* であるという意味するものではない。

Refurbish(ed): 装置メーカー又は 3rd party によって、操作可能状態に修復されること。部品は装置メーカー純正仕様で新品或いは中古オリジナル品の両方が使用されることもある。

Remanufacture(d):

装置メーカー又は 3rd Party の手により、新品の純正部品のみを使い、顧客の要求する仕様に合わせ装置を再生すること。販売時“Operational”とし補償が付くこともある。

Retrofit: 純正部品を使って装置を最新の機能に改良すること

Secondary Market: 装置、部品、材料及び関連サービスからなる中古市場

Spare Part:

OEM spare part: 装置メーカーの予備部品：製作品、市販品、消耗品の交換部品で仕様が装置メーカーの仕様に合ったもしくはそれ以上のもの

written permission from SEC/N. © 1/12/04

書類番号: SEC/N.S1.DF.01.A

Page 3 of 1

初版: 1/31/2004

最新版:

この書類の著作権は SEC/N. © に属しており、書類上の許可のない複写を一切禁じます。

中古半導体装置協会-定義

SEC/N.S1.DF.01.A

業界用語の定義

Functional spare part: 装置メーカーの仕様と異なるが、形状、機能がオリジナル仕様を満たしている部品

Standardize: 指定された事業分野の中で、許容範囲の事業方法として規則や法則を決めること。

Sunset Product: 生産終了予定になっている製品。しかし現在も製造されていて、装置メーカーのサポート、サービスを必要とするもの。

Surplus Equipment: 中古装置。“Operational”なもの或いはそうでないものもある。

Third (3rd) Party: 設備或いは交渉の代行者。一般的には装置メーカーでなく製品の技術サポートを行う業者

Used: 余剰、または以前所有されていた装置で、製造または工場内で使用されていたことのあるもの。

Warranty: 売り渡し品への補償措置。期間と条件は契約時に明確にされていなければならない。

Wipe Down: 以前所有されていた装置で、販売前に洗浄だけされたもの。

written permission from SEC/N. © 1/12/04

書類番号: SEC/N.S1.DF.01.A

Page 4 of 1

初版: 1/31/2004

最新版:

この書類の著作権は SEC/N. © に属しており、書類上の許可のない複写を一切禁じます。